

2 軽減及び減免制度について 詳しくは、お問い合わせください。

- ・世帯主およびその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が一定額以下の場合、均等割と世帯別平等割を軽減します。
- ・倒産や解雇・雇い止め等による非自発的失業により国保へ加入された方のうち、条件に当てはまる場合には、ご本人からの申告により失業者ご本人の前年の給与所得金額を100分の30とみなして国保税を算出します。軽減対象期間は、離職日の属する年度の翌年度までです。
- ・国保加入者が75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、世帯内の国保加入者が1名となった場合には、世帯別平等割の一部を最大8年間軽減します。
- ・社会保険等に加入していた方が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、扶養家族であった方が国保に加入した場合、一定の額を減免します。

3 所得の申告について

適正な課税や軽減の判定などには、世帯主およびその世帯に属する国保加入者の前年中の所得の申告が必要です。この申告をしないと、国保税の軽減措置が適用されません。また、所得の申告が期限までになかった場合や修正申告や調査により所得金額が修正されると、修正後の所得をもとに国保税を再計算します。適正な課税や軽減の判定などには、国保に加入していない世帯主の申告も必要です。

＜所得の申告が必要な方＞

茅野市の国保に加入している世帯の世帯主および被保険者(加入者)であり、

- ・前年中に収入(所得)があった方
- ・前年中に収入(所得)がなかった方で、控除対象配偶者や扶養親族になっていない方

ただし、次に該当する方は、国保は申告済みの扱いとなりますので、申告する必要はありません。

- ・所得税の確定申告や、市県民税(住民税)の申告をした方
- ・給与収入(所得)のみの方で、給与支払報告書が勤務先から市区町村へ提出された方
- ・公的年金以外に収入(所得)が無い場合で、公的年金支払報告書が年金機構等から市区町村へ提出された方
- ・他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっている方

4 公的年金からの年金天引きについて(特別徴収)

下記の要件すべてに該当するご世帯には、世帯主の公的年金から天引きにより国保税を納めていただきます。

- ・世帯主が国保加入者であり、世帯主の介護保険料が年金から天引きされている
- ・世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、1回あたりの年金支給額の2分の1を超えない

対象となるご世帯には、あらかじめお知らせいたします。なお、お申し出により口座振替による納付方法へ切り替えることができます。詳しくは、お問い合わせください。

また、世帯主が75歳に到達する年度は、特別徴収から普通徴収(口座振替または納付書)に切り替わります。

5 加入・脱退の手続きについて

加入・脱退の手続きは、14日以内の届出が原則です。加入手続きが遅れた場合は、以前加入していた社会保険等の資格を喪失した時点でさかのぼって国保税を算定します。また、お勤め先の社会保険等へ切り替わった場合は、ご本人や同一世帯のご家族による国保脱退の手続きが必要です。詳しくは、高齢者・保険課 医療保険・年金係(内線323・325)へお問い合わせください。

計算例

4月1日現在、Sさんのお宅は3人家族で全員国保加入者です。所得、資産の状況は次のとおりです。

Sさん	46歳	前年の総所得160万円(給与収入240万円(所得150万円)、営業所得10万円)
妻	38歳	前年の総所得30万円(給与収入95万円(所得30万円))
母	72歳	前年の総所得80万円(公的年金収入200万円(所得80万円))

まず、加入者それぞれの所得から、国保税の基礎控除額33万円を差し引きます。

Sさん 160万円－33万円＝127万円……①
お母さん 80万円－33万円＝ 47万円……③

奥さん30万円－33万円＝0円……②
※マイナスとなった場合は、0として計算します。

医療分	所得割額 ①×6.47%＝ 82,169円
	②×6.47%＝ 0円
	③×6.47%＝ 30,409円
資産割額	9万円×13.0%＝11,700円
均等割額	3人×19,200円＝57,600円
世帯別平等割額	20,000円
医療分合計	201,800円(100円未満切り捨て)

介護分	40歳以上65歳未満の方について計算 →Sさんについてのみ計算
所得割額	①×1.87%＝ 23,749円
資産割額	9万円×5.7%＝ 5,130円
均等割額	Sさん1人×7,700円＝ 7,700円
世帯別平等割額	6,000円
介護分合計	42,500円(100円未満切り捨て)

期(月)	1期(6月)	2期(7月)	3期(8月)	4期(9月)	5期(10月)	6期(11月)	7期(12月)	8期(1月)	9期(2月)	10期(3月)
納付額(円)	31,700	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400

すこやか国保だより No.515

国保税について
税務課 諸税係 ☎72－2101(内線179)
国保加入・脱退の手続き
高齢者・保険課 医療保険・年金係☎72－2101(内線323・325)

特集 国民健康保険税

～令和2年度 国民健康保険税の概要をお知らせします～

国民健康保険税(以下、国保税と言います。)は、国民健康保険(以下、国保と言います。)加入者の皆さんが病気やケガをしたときに安心して医療費などの給付が受けられるよう、加入者の皆さんへ公平に負担をお願いしています。令和2年度の納税通知書は、6月中旬に世帯主様へ送付いたします。国保に加入されているご世帯は、お手元に届く通知書をご確認ください。算定の詳細は、茅野市ホームページ(https://www.city.chino.lg.jp)にも掲載していますので、あわせてご覧ください。

1 国保税の税率と算出方法について

国保税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分の3つの分野から構成され、分野ごとに世帯の所得割・資産割・均等割・世帯別平等割額を合算し、年税額(4月から翌年3月までの加入分)を算定します。年度途中で加入・脱退された場合は、加入月数に応じて月割り計算します。

〔税率〕昨年度から据え置きです。

	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.47%	1.93%	1.87%
資産割	13.00%	6.00%	5.70%
均等割	19,200円	7,500円	7,700円
世帯別平等割	20,000円	8,600円	6,000円

医療分：医療給付に充てる医療分
支援金分：後期高齢者医療制度を支える支援金分
介護分：介護保険のサービスに充てる介護分
※介護分は、40歳以上65歳未満の方にかかります。

〔算出方法〕

国民健康保険税(年税額)＝医療分＋支援金分＋介護分

各分野の年税額＝(加入者個人ごとに算出した下記の①②③の合計額)＋④

①**所得割** (2019年中の総所得金額等－33万円)×税率

②**資産割** 茅野市の令和2年度の固定資産税額×税率

③**均等割** 加入者1人ごとにかかります。

④**世帯別平等割** 世帯ごと一律にかかります。

《**納税義務者は世帯主**》国保税は世帯単位で課税され、世帯主の方が納税義務者となります。その為、世帯主が国保に加入していなくても、納税通知書等は世帯主宛にお送りします。

《**所得割**》国保に加入している個人ごとに計算します。

- ・国保に加入している方の前年1年間(2019年1月～12月)の所得に対して計算します。
- ・総所得金額等に退職所得は含みません。
- ・総所得金額等から差し引かれる控除は、基礎控除33万円のみです。その他の控除はありません。
- ・令和2年1月2日以降に茅野市へ転入された方は、当初お送りする納税通知書の額に所得割額が算入されていない場合があります。この場合は、市が前住所地へ前年中の所得金額を確認し、税額が変わる場合は改めて通知いたします。また、前年中の総所得金額等に変更が生じた場合には、変更後の金額に基づき国保税を再計算します。再計算の結果、当初お知らせしていた国保税額に変更が生じた場合は、再度通知いたします。

《**資産割**》国保に加入している個人ごとに計算します。

- ・国保加入者で、茅野市の令和2年度固定資産税(都市計画税は除く。)が課税されている方について計算します。共有名義分は、持分により按分して計算します。

《**均等割**》世帯内の国保加入者数で計算します。

《**世帯別平等割**》加入者数とは関係なく一定額が加算されます。

《**月割り計算**》

- ・国保税は、加入月数に応じて月割り計算します。届出が遅れた場合でも、資格を得た月にさかのぼって計算します。
- ・納税義務者(世帯主)を変更があった場合には、変更をした月の前月までが旧世帯主分、世帯主変更した月から新世帯主分として月割り計算します。

《**お支払い回数と1期あたりの納付額**》

- ・国保税のお支払いは通常、6月を1期として翌年3月までの計10期です。1期あたりの納付額は、年税額をお支払い回数で割った額です。100円未満の端数は、初回到合算します。

